

効率的病院運営検討基礎調査業務委託 企画提案仕様書

第1 委託業務名

効率的病院運営検討基礎調査業務委託

第2 委託期間

契約締結日から令和7年3月24日までとする。

第3 業務目的

現在の地域医療構想は2025年を年次目標として策定されており、国は2025年以降における新たな地域医療構想の基本的な方向性等の検討を始めている。

また、沖縄県病院事業局では、臨床研修医制度の見直しや働き方改革への対応等による医師不足、全国的な看護師不足等により、一部医療を休止・停止せざるを得ない状況にある。

持続可能な地域医療提供体制を確保するにあたっては、医療需給状況等を踏まえた効率的な病院運営やDXの取組による業務の効率化等の検討を早急に進める必要がある。

このため、本委託業務においては、国の新たな地域医療構想の検討状況を踏まえながら、県内の二次医療圏ごとの将来患者需要及び現在の需給状況等の調査や、各県立病院及び各離島診療所におけるDXの取組状況等の調査を行い、課題を整理・分析することを目的とする。

第4 業務内容

1 医療提供体制等基本調査業務

本業務は、沖縄県全域を対象とし、二次医療圏ごとに調査・分析すること。ただし、(6)看護師数の調査は、県立病院（県立精和病院を除く。）ごとに調査・分析すること。

(1) 年齢階級別将来人口推計

(2) 将来患者推計

- ① 入院及び外来患者数の推計を行うこと
- ② 総数及び疾患別に作成すること

(3) 医療圏内におけるDPC退院患者数の医療機関別割合（シェア率）調査

- ① 総数及び疾患別に作成すること
- ② 平成25年度からの推移を作成すること

(4) 将来の需要状況調査（将来患者推計等）及び供給状況調査

次の疾病対策及び医療施策並びに難病医療について分析すること。

- ① へき地の医療
- ② 救急医療
- ③ 周産期医療
- ④ 小児医療
- ⑤ 循環器疾患医療（脳卒中）
- ⑥ 循環器疾患医療（心血管疾患）
- ⑦ がん医療
- ⑧ 糖尿病・腎臓病医療
- ⑨ 難病医療
- ⑩ 精神科医療
- ⑪ 在宅医療

(5) 医師数の調査

- ① 主たる従業地別、かつ主たる診療科別に作成すること

(6) 看護師数の調査

- ① 効率的な看護師の配置を検討すること

(7) その他業務実施において委託者が必要と認める調査・分析

(8) (1)～(5)の調査内容の取りまとめ

- ① 医療圏ごとに調査内容の取りまとめを行い、より効率的・効果的な病院運営の検討を行うこと。

2 県立病院・附属診療所のDX推進に向けた調査及び課題整理業務

次の調査を実施し、県立6病院及び附属16診療所におけるDX推進に向けた課題整理を行うこと

(1) 県立病院・附属診療所における現状調査及び課題整理

- ① DXの現在の取組状況及び今後の導入計画の調査
- ② 医療情報システム（電子カルテ及び部門システム等）及び通信インフラ（電話設備及びネットワーク等）の現状調査
- ③ 職員の時間外勤務データ分析を行った上で、課題把握・整理のためのアンケート及びヒアリングを実施すること

(2) 類似施設の取組調査

病院事業局に規模及び医療機能が類似し、DX推進に向けて先進的に取り組んでいる施設の取組状況（効果、課題及び今後の計画等）の調査を実施すること。

なお、調査は、病院事業局と同様に複数の病院を運営する法人・団体を含むこと。

(3) その他

DX関連補助金制度を整理し、病院事業局での活用を検討すること

3 会議・打ち合わせ等の開催・運営等

(1) 事務局打ち合わせ（月2回程度）

(2) その他委託者が必要と認める会議等

4 会議・打ち合わせ資料等作成

(1) 会議・打ち合わせの日程調整

(2) 会議・打ち合わせ資料の作成

(3) 会議・打ち合わせ記録の作成及び意見の整理

5 スケジュール管理支援

業務を遂行する上で、全体スケジュールの管理を行うこと

6 その他、委託業務の実施にあたって必要な事項

委託業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、効果的・効率的な実施となるようオンラインの活用等も併せて検討すること。また、具体的な事項や新たに生じた課題等について、委託者と受託者、双方協議の上で対応を行うこと。

第5 実施体制

委託業務全体を掌理し、進捗状況を管理するとともに、委託者との調整窓口となる者を配置するなど、委託業務を効果的、効率的に実施できる体制を構築すること。

第6 成果物

1 本業務の成果物として、以下の納品物を提出すること。

(1) 委託業務報告書A 4版（5部）

(2) その他委託者が必要と認める書類等

(3) 上記（1）及び（2）の電子データ

2 提出期限は、令和7年3月24日（月）とする。なお、別途、委託者が期日を定めて納品を求めた場合には、委託者の指示に従うものとする。

- 3 成果物の著作権及び所有権は、委託者に帰属するものとする。
- 4 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- 5 委託業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

第7 再委託の禁止について

1 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ委託者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○ 契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務
企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務
その他、委託者が契約の主たる部分と決定した業務

2 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○ 再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務
その他、委託者が再委託により履行することできると決定した業務

4 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○ その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理
複写・印刷・製本
原稿・データの入力及び集計
その他、委託者が簡易と決定した業務

第8 協議について

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合については、委託者と協議し、委託者の意見に対し可能な限り柔軟に対応すること。